

青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和
六年
七月二十九日

青森県後期高齢者医療広域連合長

一四
秀
紀
昌

青森県後期高齢者医療広域連合条例第三号

青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

附則第十六条の見出し中「令和五年度」を「令和六年度」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「各号」を「第一号から第六号まで」に、「対して」を「あって」に改め、「保険料を」の下に「次の第七号から第十号までのいずれかに該当する被保険者については、第二十条第一項の規定にかかわらず、平成二十三年度から令和六年度までにおける保険料を」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。